

## 台風第 19 号により被害を受けられた皆様へ

この度の台風第 19 号により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

災害により被害を受けられた方に対して県税の減免、徴収の猶予、納期限等の延長の制度を設けております。

制度の内容や手続きなど詳しいことにつきましては、お近くの地方振興局県税部までお問い合わせください。

### 【お問い合わせ】

#### [県北地方振興局 県税部](#)

担当区域：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡

#### [県中地方振興局 県税部](#)

担当区域：郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡

#### [県南地方振興局 県税部](#)

担当区域：白河市、東白川郡、西白河郡

#### [会津地方振興局 県税部](#)

担当区域：会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡

#### [南会津地方振興局 県税部](#)

担当区域：南会津郡

#### [相双地方振興局 県税部](#)

担当区域：相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡

#### [いわき地方振興局 県税部](#)

担当区域：いわき市